

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について

(諮問第3192号)

<目 次>

1	報告書		1
2	答申書（案）		5
3	改正概要		6
4	改正案		9

令和7年3月19日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 山下 東子 殿

接 続 委 員 会
主査 相田 仁

報 告 書

令和7年1月21日付け諮問第3192号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間：令和7年1月22日（水）～同年2月20日（木）（案件番号：145210425）
 再意見募集期間：令和7年2月26日（水）～同年3月11日（火）（案件番号：145210455）

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 3件（法人：2件、個人：1件）
 再意見提出者 0件

※提出意見数は、意見提出者数としています。
 ※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	なし
2	株式会社NTTドコモ	なし
3	ソフトバンク株式会社	なし

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 対応すべき。	再意見 1	考え方 1	
○ 対応すべきと考えます。 (個人 A)	—	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 2 ● 本改正に賛同。	再意見 2	考え方 2	
○ 本改正は、接続料の算定等に関する研究会におけるモバイル接続料費用配賦見直し及びその検証結果を踏まえ、必要な規定整備であると理解しております。 ○ 本取り組みは、接続料算定の適正性向上に資するものと認識しており、賛同するとともに取り組みに感謝申し上げます。 (株式会社 N T T ドコモ)	—	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 3 ● 本改正を踏まえ適切に対応していく所存。 ● その上で、本改正により事業者の負担が増加することとなるため、総務省においては、透明性確保と事業者負担とのバランスを考慮し、例えば、経年で大きな変動が見られない項目がある又は接続料水準に大きな変動がない場合は、様式における、項目の簡素化、記載の省略化、あるいは項目の削除といった見直しを適宜柔軟に行うことを要望。	再意見 3	考え方 3	
○ 当社は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(以下「本規則」という)の改定を踏まえ、令和 6 年度接続会計から適切に対応していく所存です。そのうえで当社見解を以下のとおり示します。	—	○ 今般の第二種指定電気通信設備接続会計規則の様式に係る改正は、接続会計における減価償却費及び施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比の計	無

○ 本規則の改正の目的は、第 91 回接続料の算定等に関する研究会(令和 6 年 12 月 24 日)の資料 91-1 に記載のとおり、接続料算定の透明性の更なる向上を図ることと認識しています。一方、昨年度に引き続き、同等の目的にて、接続会計を届出する際の様式において項目等の追加が行われており(令和 5 年 12 月に実施された改正により、別表第五及び別表第六が追加)、事業者の負担も増加しています。 ○ よって、総務省殿においては、透明性確保と事業者負担とのバランスを考慮いただき、例えば、経年で大きな変動が見られない項目がある又は接続料水準に大きな変動がない場合は、様式における、項目の簡素化、記載の省略化、あるいは項目の削除といった見直しを適宜柔軟に行っていただくことを要望します。 (ソフトバンク株式会社)		算方法及び通信設備使用料の配賦基準を総務省において検証可能とするため必要な記載を求めているものであり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては、今後も引き続き提供を求めていくことが適当と考えます。 ○ 今後の様式における項目の簡素化及び削除並びに記載の省略化に係る御意見については、引き続き総務省において接続料の算定根拠の検証を実施し、接続料算定の精緻化や適正性の更なる向上について検討を行う際に参考とすることが適当と考えます。	
---	--	--	--

以上

情 郵 審 第 ※ 号
令和 7 年※月※日

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書（案）

令和 7 年 1 月 21 日付け諮問第 3192 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

第二種指定電気通信設備接続会計規則の 一部改正について

(第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化を踏まえた規定の整備)

令和7年1月21日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第 6 項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならないとされている。
- 今般、「接続料の算定等に関する研究会」（座長：相田 仁 東京大学特命教授）における議論を踏まえ、令和 5 年度接続会計において費用配賦見直しが行われ、同研究会において見直し結果の検証が行われたところ、その検証結果を踏まえ、**第二種指定電気通信設備接続会計規則**（平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）**において、以下の規定整備を行う。**
 - ① 減価償却費及び施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比の計算方法を総務省において検証可能とするため、**配賦整理書の移動電気通信役務費用整理表において、固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額（総額）及び固定資産の範囲の記載を求める。**
 - ② 減価償却費及び施設保全費に加えて、**通信設備使用料についても移動電気通信役務費用整理表の対象に追加する。**

第二種指定電気通信設備接続会計における規定整備【二種接続会計規則 別表第 6】

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式（第5条及び第10条関係）
（略）

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目

（単位 円）

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課して いる費用	配賦して いる費用	小計	直課して いる費用	配賦して いる費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							
通信設備使用料							

様式第2 主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 （単位：円）	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				
通信設備使用料				

（記載上の注意）（略）

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 （単位：円）	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					
通信設備使用料					

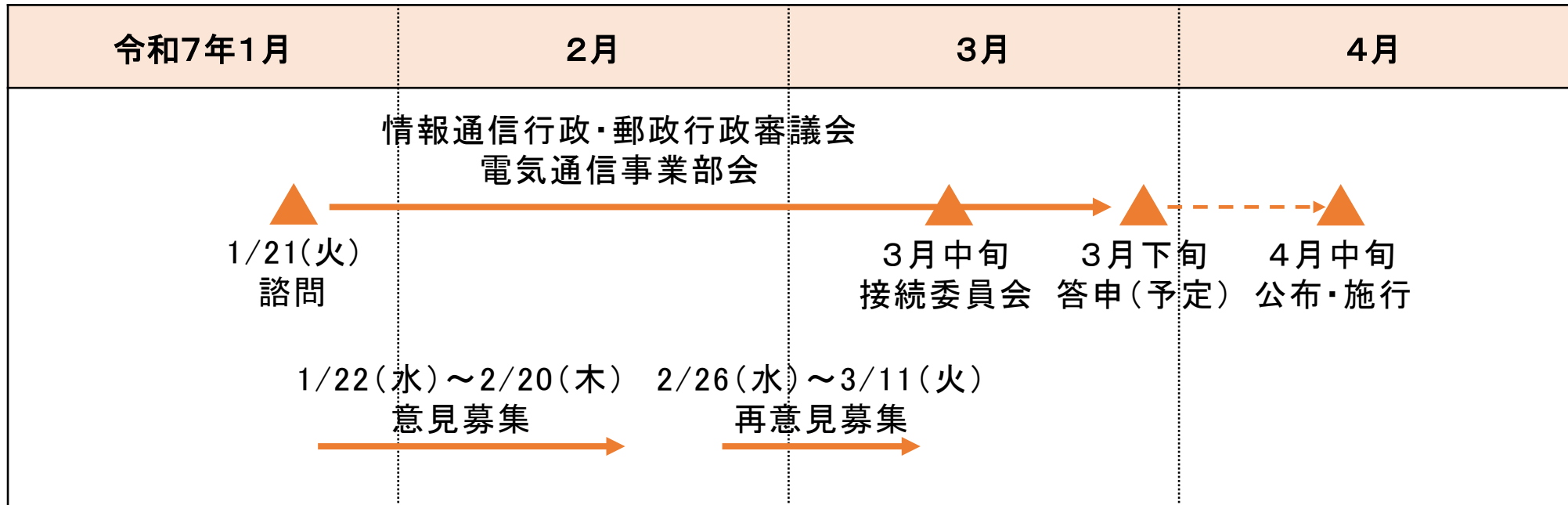
（記載上の注意）

1～3（略）

- 4 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比（固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。）を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。
- 5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。

※ 改正省令の附則において、改正後の二種接続会計規則は、令和 6 年度接続会計（令和 7 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る接続会計報告書及び配賦整理書）から適用することを規定

- 本諮問内容について、令和7年3月の電気通信事業部会において答申を頂きたい。
- 答申後、総務省において速やかに接続会計規則の改正を実施する予定。



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

名 冊										名 冊																																																																																																																																			
別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式 (第5条及び第10条関係)										別表第六 [同左]																																																																																																																																			
移動電気通信役務費用整理表										移動電気通信役務費用整理表																																																																																																																																			
事業者名		事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日								事業者名		事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日																																																																																																																																	
様式第1 直課及び配賦に係る費用項目 (単位 円)										様式第1 [同左] (単位 円)																																																																																																																																			
<table><tr><th rowspan="3">役務の種類</th><th colspan="4">移動電気通信役務</th><th rowspan="3">合計</th></tr><tr><th colspan="2">音声伝送役務</th><th colspan="2">データ伝送役務</th></tr><tr><th>直課している費用</th><th>配賦している費用</th><th>小計</th><th>直課している費用</th><th>配賦している費用</th><th>小計</th></tr><tr><td>施設保全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通信設備使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										役務の種類	移動電気通信役務				合計	音声伝送役務		データ伝送役務		直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	施設保全費															減価償却費															通信設備使用料															<table><tr><th rowspan="3">役務の種類</th><th colspan="4">移動電気通信役務</th><th rowspan="3">合計</th></tr><tr><th colspan="2">音声伝送役務</th><th colspan="2">データ伝送役務</th></tr><tr><th>直課している費用</th><th>配賦している費用</th><th>小計</th><th>直課している費用</th><th>配賦している費用</th><th>小計</th></tr><tr><td>施設保全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通信設備使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										役務の種類	移動電気通信役務				合計	音声伝送役務		データ伝送役務		直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	施設保全費															減価償却費															通信設備使用料														
役務の種類	移動電気通信役務				合計																																																																																																																																								
	音声伝送役務		データ伝送役務																																																																																																																																										
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用		配賦している費用	小計																																																																																																																																						
施設保全費																																																																																																																																													
減価償却費																																																																																																																																													
通信設備使用料																																																																																																																																													
役務の種類	移動電気通信役務				合計																																																																																																																																								
	音声伝送役務		データ伝送役務																																																																																																																																										
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用		配賦している費用	小計																																																																																																																																						
施設保全費																																																																																																																																													
減価償却費																																																																																																																																													
通信設備使用料																																																																																																																																													
様式第2 主要な直課対象の費用項目										様式第2 [同左]																																																																																																																																			
<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">主要な直課対象の費用項目</th><th rowspan="2">当該費用項目の費用 (単位：円)</th><th rowspan="2">当該費用項目を直課している電気通信役務の別</th><th rowspan="2">当該費用項目を直課している理由</th></tr><tr></tr><tr><td>施設保全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通信設備使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由	施設保全費					減価償却費					通信設備使用料					<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">主要な直課対象の費用項目</th><th rowspan="2">当該費用項目の費用 (単位：円)</th><th rowspan="2">当該費用項目を直課している電気通信役務の別</th><th rowspan="2">当該費用項目を直課している理由</th></tr><tr></tr><tr><td>施設保全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通信設備使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由	施設保全費					減価償却費					通信設備使用料																																																																																						
	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由																																																																																																																																									
施設保全費																																																																																																																																													
減価償却費																																																																																																																																													
通信設備使用料																																																																																																																																													
	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由																																																																																																																																									
施設保全費																																																																																																																																													
減価償却費																																																																																																																																													
通信設備使用料																																																																																																																																													
(記載上の注意) [1～3 略]										(記載上の注意) [1～3 同左]																																																																																																																																			
様式第3 主要な配賦対象の費用項目										様式第3 [同左]																																																																																																																																			
<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">主要な配賦対象の費用項目</th><th rowspan="2">当該費用項目の費用 (単位：円)</th><th rowspan="2">当該費用項目の配賦基準</th><th rowspan="2">当該配賦基準の具体的な比率</th><th rowspan="2">当該配賦基準を採用する理由等</th></tr><tr></tr><tr><td>施設保全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通信設備使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等	施設保全費						減価償却費						通信設備使用料						<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">主要な配賦対象の費用項目</th><th rowspan="2">当該費用項目の費用 (単位：円)</th><th rowspan="2">当該費用項目の配賦基準</th><th rowspan="2">当該配賦基準の具体的な比率</th><th rowspan="2">当該配賦基準を採用する理由等</th></tr><tr></tr><tr><td>施設保全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通信設備使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等	施設保全費						減価償却費						通信設備使用料																																																																															
	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等																																																																																																																																								
施設保全費																																																																																																																																													
減価償却費																																																																																																																																													
通信設備使用料																																																																																																																																													
	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等																																																																																																																																								
施設保全費																																																																																																																																													
減価償却費																																																																																																																																													
通信設備使用料																																																																																																																																													
(記載上の注意) [1～3 略]										(記載上の注意) [1～3 同左]																																																																																																																																			

4	「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比（固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。）を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。	【新設】
5	「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。	【新設】
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。		

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、令和七年三月三十一日に終了する事業年度に係る配賦整理書（同令第五条に規定する配賦整理書をいう。）から適用する。